

外国出身や外国籍の方の司法アクセス保障の取組をとおして得た出会いや学び

法テラス三河法律事務所



愛知県弁護士会会員

河野 優子

Kono, Yuko

1 はじめに

愛知県西三河地域は、外国出身や外国籍の住民が多い地域として知られ、法テラス三河法律事務所も外国出身の方からの相談割合が比較的多い事務所です。私は以前の赴任地でも外国出身の方から相談を受けることが比較的多い環境にあったので、外国出身や外国籍の方の司法アクセス保障の取組をとおして得た出会いや学びに着目して書かせていただければと思います。

2 外国出身や外国籍の方の相談とその対応姿勢

「仕事でけがをしてしまい、病院に行ったら、一緒に病院に行ってく通訳してくれた派遣会社の社員

から『派遣社員は労災がでない。』と言われたため、働き続けてけがを悪くしてしまいました。」「夫も自分も外国籍だから離婚や親権のためには、自分の国の法律の内容を調べなければいけないと言われたけれど、自分で調べることも難しいし、手続を引き受けてくれる弁護士を見つけるのも大変だった。」といった話を聞く度、外国出身や外国籍の方の司法アクセス保障の課題を認識します。

一方で、国内外を問わない共通点も感じます。すなわち、ここ西三河地域は工場地帯で寮付きの求人も多いためか、国内の他都道府県出身で当地域の製造業に就く方も多く、そういった方からの相談から、出身地が国内・国外である

かにかかわらず、故郷での就職の困難等、同じような背景をもって移住していることを認識します。移住先での不安定な就労や上下しやすい賃金といった環境が相談事の一因となる場合があるとの共通点も感じます。

また、出身地が国内・国外であるかにかかわらず、一人一人が抱える問題の解決のためには、その方個人が抱える個別的な課題やその方個人の特性について向き合うことの重要性も、これまでの相談や受任の中で認識しました。改めて書くまでもないほどに当たり前なことですが、とすれば「外国人は」「〇〇人は」と、線引きをしたり、あるいは一緒にたに捉えたりすることが生じてしまうので、日々の相談や受任で得た上記の感覚を大事にしています。

3 一人一人の課題に向き合う

「一人一人の抱える背景や課題に一つ一つ向き合って対応することが大事である」ということは、生活困窮者、DV被害者、災害被害者、非行経験者等の支援に取り組む社会福祉協議会や支援者から、学ばせていただいたところがあります。

というのも、外国出身・外国籍の方の法的支援に関心をもって取り組んでいると、社会福祉協議会



岡崎城の門

や支援者から、外国出身・外国籍であることが背景となったやや複雑な事案や特別な対応が必要な事柄などについて相談を受けることがあります。

このようにして出会った方々からの、「よく分からない事柄だから」や「自分たちの領域とは異なる専門知識が必要だから」といった理由でたらい回しにするのではなく、「自分たちのミッションにおいて、誰一人取り残さない」というとても強い情熱の下、目の前の相談者について「外国人」や「障がい者」といった属性から入らず「この方の抱える課題は何か」から入り、動かれる姿勢に学ぶことが多く、このような出会いがあることについてうれしく感じています。

4 包摂的な対応について

これまでの活動から「誰に対しても開かれた分かりやすい窓口」の重要性も学びました。

例えば、外国出身や外国籍の方のための通訳の方同席の電話相談会に、「なぜ日本人は対象とならないの？」と日本人の方から問合せがあり、日本語であれば常設窓口がほかにあることをお伝えしたことがありました。周囲に外国出身者がいない環境では、外国人対象の電話相談会があることを知って初めて日本語で相談することが難しい方の存在を認識するかもしれません。

障がいを持つ方、経済的に困窮している方等について「見えづらい」存在と言われることもあります。「誰に対しても開かれた分かりやすい窓口」があることで、同じニーズを抱え、同じ機関を利用する人には様々な人がいることを認識できる環境も重要だと考えるようになりました。

定期的開催されていた医師や精神保健福祉士も参加する多職種無料相談会に、通訳対応ができるようにする取組に関わり、更に開かれた相談会の実現に加わった経験もあり、今後も「誰に対しても開かれた分かりやすい窓口」の構築に努めたいと考えております。

5 専門性の担保のために

外国出身や外国籍の方の支援を行う団体の方から、法律相談窓口につながっても、在留資格や外国法に基づく家事事件などについて、よく分からないまま終わってしまうことも多いとの指摘を受けることがあります。

専門性の高い相談について、相談をする側と受ける側のミスマッチをできるだけ解消すべく、国際交流協会に弁護士の法律相談窓口を設ける取組に関与した経験もあり、外国出身や外国籍の方を弁護士とつなげ、かつ、分かりやすく助言する努力を続けたいと思っております。

6 排除しない社会のために

外国籍の方を排除しない社会のためには、入管手続に対応するこ

との重要性を強く感じています。

これまで、DV被害者が避難のため別居した案件、配偶者に不貞のうえ家から去られた案件、あるいは子どもの頃に来日した方が困難な環境の中で非行に陥ってしまった案件等、日本在留の継続が脅かされ、それまでに培ってきた生活基盤や自身の帰属先から引きはがされる事態等に直面してきました。

「共生」とは、誰かの配偶者であるから、どこの会社に勤めているから、品行方正であるから、といった「条件付きでその存在を認める」こととは反する価値であるはずで。スタッフ弁護士の活動の中で、来日し、日本で生活基盤を得て日本社会の一員となった方々が、入国の際の条件を失ったことを理由に、一員となったはずの社会から排除されていくのを見るにつけ、司法アクセスを充実させたその先で具体的な課題を解決することについての重要性を認識させられます。

排除しない社会のために、今後いろいろな支援者の方々との出会いや学びを糧に研鑽を続けていきたいと思えます。

たくましく成長を続ける河野さんへのエール

私は、河野さんの弁護士登録後1年間の養成期間(@弁護士法人東京パブリック法律事務所)に半年間指導を担当しました。河野さんは、高校生の頃南米に住んでいた経験を生かし、「将来、人の役に立てる仕事をしたい」という志から弁護士を目指したと言っていました。

養成期間中に担当した事件のうち6、7割は外国人が当事者の事件でした。器用というわけではありませんでしたが、悩みながらもコツコツと地道に離婚や破産、ヤミ金、労災、生活保護の事件などに取り組んでいた姿が思い出されます。

養成終了後約6年経過後の奮闘記からは、河野さんが、初志に基づく活動を着々と積み重ね、弁護士として成長を続けている姿が読み取れます。頼もしい！これからも外国人の司法アクセス保障のために頑張ってください！ただし、「あそび」の気持ちも忘れずに。

From 釜井 英法 (東京弁護士会会員)